

高石市 男女共同参画計画

概 要 版



2007年(平成19年)3月
高石市

多様な生き方で 男女共同

男女が互いに尊重しあい、
ともに家事や育児、
介護などを支えあいながら
家庭を築いています。



子どもたち一人ひとりの
個性を伸ばすための
男女平等教育が
行われています。



みんなが輝く 参画社会

男女が対等に
意見を出し合って、
政策や方針決定に
参画しています。



性別にとらわれること
なく、誰もが生き生きと
働いています。



計画の内容

重点目標

I

あらゆる分野 における 男女共同参画 の実現

性別役割分担意識をはじめとする性別に基づく固定的な見方をなくして、さまざまな方針決定の場や社会的な活動の場、あるいは就労の場などにおいて、これまで女性の参画が不十分であった分野の男女共同参画を推進します。

主要課題

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

男女の構成比に大きな偏りがある政策・方針決定過程や意思決定の場へ女性の参画を積極的に進めます。

- 施策の方向 1 審議会等への女性の登用推進
- 施策の方向 2 女性職員の能力活用と登用推進
- 施策の方向 3 事業所、団体等における役職の女性登用の促進

主要課題

2 社会活動における男女共同参画の促進

人々の地域に根ざした生活を豊かなものにするために、男女共同参画を基礎にした地域活動や社会活動によって、誰にとっても住みやすいまち、活力のある地域社会をつくります。

- 施策の方向 4 社会における固定的な性別役割分担意識の解消
- 施策の方向 5 女性と男性との対等な参画による地域活動の促進
- 施策の方向 6 国際的視野に立った男女共同参画の推進

主要課題

3 就労の場における男女平等の促進

就労の場における男女の不平等を是正し、男女がともに能力を発揮し、生きがいをもって働き続けられる環境を整備します。

- 施策の方向 7 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 施策の方向 8 就労における女性の能力開発の支援
- 施策の方向 9 多様な就労形態の労働環境の整備

(用語解説) ※1 ドメスティック・バイオレンス (DV)

夫(妻)、もしくは恋人など親密な関係で起こる暴力をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力を含む。

ドメスティック・バイオレンスの被害者は圧倒的に女性が多く、その背景には男女の力関係の不均衡、性別役割分担意識などがある。

重点目標 Ⅱ

女性の 人権の尊重

社会的な問題である女性に対する暴力を根絶し、誰もが、性別や年齢、出生やその人のおかれた社会的な状況にかかわらず、どのような場面でも、一人の人間として尊重され、人権が守られる社会をめざします。

主要課題

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

性差別意識に根ざす、夫・恋人等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV^{※1}）、セクシュアル・ハラスメント^{※2}、性暴力、買春など、あらゆる暴力の根絶と被害者の支援を進めます。

- 施策の方向 10 あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
- 施策の方向 11 相談体制の充実
- 施策の方向 12 被害者等への支援の充実

主要課題

2 メディアにおける女性の人権尊重

さまざまなメディアから無意識に受け取る情報が人々の意識や考え方に与える影響を考慮して、人権尊重と男女共同参画の視点で、市民が情報に対する判断力や活用力を高めるための取組を進めます。

- 施策の方向 13 市刊行物等の男女平等の視点に立つ表現の推進
- 施策の方向 14 メディア・リテラシー^{※3}の向上

主要課題

3 生涯にわたる心身の健康支援

誰もが生涯にわたって、こころと体の健康を保持・増進できるよう支援するとともに、男女がお互いの体について理解し、良好な関係を築くために性と生殖に関する健康／権利の啓発を進めます。

- 施策の方向 15 生涯の各時期に応じた健康保持・増進
- 施策の方向 16 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）^{※4}の理解促進と浸透の理解促進と浸透

（用語解説） ※2 セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントでは、対価型セクシュアル・ハラスメント（職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの）と、環境型セクシュアル・ハラスメント（当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの）と分けられている。

重点目標 Ⅲ

多様な生活を 支える 環境づくり

多様な家族のあり方を認め、自由な生き方の選択を可能にする社会をつくとともに、誰もが安心して日々を暮らし、働き、子育てできる環境づくりをめざします。

主要課題

1 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活において経済面でも生活面でも、男女がともに支える意識を醸成し、相互理解と対等なパートナーシップに基づく家庭生活を築く支援を進めます。

- 施策の方向 17 家庭生活における男女共同参画に向けた意識の醸成
- 施策の方向 18 家事・育児・介護への男性の参画促進

主要課題

2 仕事と家庭・地域生活の両立支援

男女がともに仕事と家庭（育児・介護）や地域活動のバランスがとれた生活を送り、こころ豊かなゆとりのある暮らしを実現する支援を進めます。

- 施策の方向 19 行政・事業所における両立支援の推進
- 施策の方向 20 多様なニーズに応じた子育て支援の充実

主要課題

3 自立と安定した生活への支援

高齢者、障害者、ひとり親家庭などへの支援を充実し、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをめざします。

- 施策の方向 21 男女平等の視点に立った高齢者・障害者支援
- 施策の方向 22 多様な家族形態に応じた支援の推進

（用語解説） ※3 メディア・リテラシー

リテラシーとは、読み書き能力（識字）と訳される。メディアの伝えている内容は「ありのままの現実」ではなく、社会的に構成され、一定の視点から再構成したものであることを見極めるというメディアの内容を読解する能力とメディアを使って表現する能力をさす。

（用語解説） ※4 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

個人、特に女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことだけでなく、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味し、リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置づける理念である。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどがあげられるが、これらのほかに、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じた良好な健康の管理が含まれる。

重点目標 Ⅳ

男女平等を 実現する 教育・学習の充実

家庭、学校、地域で行われる教育や学習が、男女共同参画を進める内容となるよう、家庭や地域への啓発とともに、男女平等教育を推進します。

主要課題

1 教育現場における男女共同参画の推進

教職員がジェンダー^{※5}に敏感な視点をもって、子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を発揮して、男女が対等に活躍できるように、学校・幼稚園・保育所において配慮します。

- 施策の方向 23 学校・幼稚園・保育所における男女平等教育の推進
- 施策の方向 24 教育現場の運営における男女共同参画の推進

主要課題

2 生涯学習活動における男女共同参画の推進

生涯学習活動のさまざまな機会をとらえて、男女平等、男女共同参画の視点に立った啓発するとともに、女性が仲間をつくったり、情報収集などを行える活動拠点の整備を進めます。

- 施策の方向 25 男女共同参画に関する学習機会の提供
- 施策の方向 26 男女共同参画社会を実現する学習環境の充実

計画の推進

- 高石市男女共同参画推進本部の組織体制を充実・強化するとともに、研修等を通じて職員の男女共同参画意識を向上します。
- 施策の進捗状況を把握し、優先度の高いものについては重点施策として取り組むなど計画の着実な遂行に努めます。
- 男女共同参画にかかわる市民の活動を支援し、女性のエンパワーメントや問題解決につながる拠点施設を整備し、市民との協働による事業の充実を図ります。

(用語解説) ※5 ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それぞれに良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

計画の 基本的な考え方

■計画の基本理念

人権尊重と男女共同参画社会の実現

■計画の基本的視点

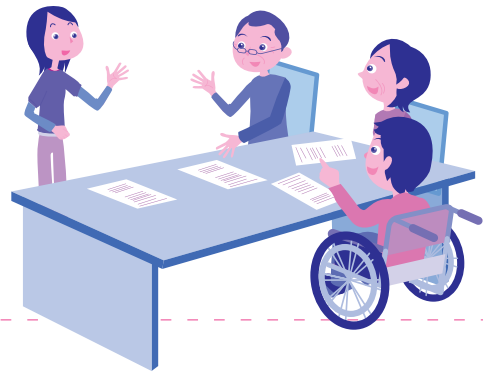
- 性別、年齢等にかかわらず、誰もが自分なりの価値観に基づいて自由に生き方を選択でき、どのような生き方を選択したとしても不利益をこうむらずに、多様な生き方を可能にする社会をめざします。
- 女性自身に内在する力を引き出して、社会・経済・政治などのあらゆる分野で能力を発揮できるようにする、女性のエンパワーメント^{※6}を支援する視点で取り組みます。
- 社会におけるさまざまな課題を解決するために、行政、市民、事業所、地域団体等がそれぞれの立場で役割を認識し、互いに協力し合って、取組を進めます。

■計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」^{※7}に定められた市町村における計画で男女共同参画社会の実現に向けて、市が市民等と協働して進める施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。

■計画の期間

2007年度（平成19年度）から
2016年度（平成28年度）の
10カ年とします。



（用語解説）

※6 エンパワーメント

人は、生まれながらに個性や感性、生命力、能力といったpower（力）を持っている。しかし、生きていく中で、差別や偏見にあたり、暴力を受けたり、人と比較されたりという外部からの抑圧で、心が傷つけられpower（力）を奪われてしまう。自分の中にあるpower（力）に気づいて自分を信じ、持っている力を取り戻すことをいう。

※7 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会すなわち「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を形成するために、国、地方自治体等の責務を定めた基本法で、1999年（平成11年）に制定された。

高石市男女共同参画計画 概要版

2007年(平成19年)3月 発行：高石市総務部人権推進課
〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号
☎072-265-1001（代表）FAX 072-263-6116

r100
古紙100%再生紙を使用しています

PRINTED WITH
SOYINK
Trademark of American Soybean Association